

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 長楽園」
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(指定事業者番号 京都府 第 74100108 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	11
7. 身元引受人	13
8. 事故発生時の対応について	15
9. 苦情の受付について	15

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 勧修福祉会
- (2) 法人所在地 京都市山科区勧修寺仁王堂町 13 番地 3
- (3) 電話番号 075-572-6317
- (4) 代表者氏名 理事長 辻 純宏
- (5) 設立年月 昭和 59 年 8 月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 12 年 4 月 1 日指定
(京都府 第 74100108 号)
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 長楽園
- (4) 施設の所在地 京都市山科区勧修寺仁王堂町 13 番地 3
- (5) 電話番号 075-572-6317
FAX番号 075-572-6353
- (6) 施設長（管理者）氏名 西村 久史
- (7) 当施設の運営方針
老人福祉法に定める基本理念を運営方針とすることはもとより、家庭的な心の交流を大切にしたうえで、利用者の自立や生活の質を高めることを支援し、利用者に選ばれる施設になるように職員の資質の向上に取り組む。また、地域に信頼される施設になるよう地域福祉に貢献する。
- (8) 開設年月 昭和 60 年 5 月 1 日
- (9) 入所定員 50 名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	3室	
3人部屋	1室	
4人部屋	12室	
合 計	15室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、肋木他
浴 室	2室	一般浴、機械浴、特殊浴槽
医 務 室	1室	長楽園診療所(保険医療機関)

※上記は厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用は居住費（4人部屋・3人部屋・個室）と長楽園診療所の診療費になります。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレの場所は各階男女各1箇所

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています（併設の長楽園短期入所生活介護事業所の人員も合わせた員数になっております）。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を満たしています。

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
医師			2名	2名
事務員		1名		1名
生活相談員		2名		2名
栄養士	管理栄養士	1名		1名
介護支援専門員		1名		1名
看護職員		3名	1名	4名
介護職員	介護福祉士	15名	5名	20名
介護職員	その他	2名	5名	7名
機能訓練指導員	理学療法士		1名	1名

() 内は兼任の再掲

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、それぞれの所得により利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①栄養管理

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

②食事等の介護

- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)

朝食： 7：30～

昼食 12：00～
(特別な事情がある時、早くなる場合があります)

夕食 18：00～
(特別な事情がある時、早くなる場合があります)

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することもできます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費と居住費の合計金額をお支払い下さい。

1日当り（月額31日の場合）の利用者自己負担額（1割負担の場合）

[処理の加減で若干の誤差があります]

要介護認定	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 多床室での利用料金	923円 (28,613円)	1007円 (31,217円)	1094円 (33,914円)	1177円 (36,487円)	1259円 (39,029円)
2. 食費	1,445円 又は負担限度額公示上の額				
3. 居住費 多床室	915円 又は負担限度額公示上の額				

※上記の一覧は保険給付（施設介護サービス費）の利用者負担（1割）に「介護職員等処遇改善加算（I）」、「看護体制加算（I）」「夜勤職員配置加算（III）」「日常生活継続支援加算」「栄養マネジメント強化加算」「排せつ支援加算（I）」「科学的介護推進体制加算」「高齢者施設等感染対策向上加算（II）」「協力医療機関連携加算」を含んだ料金です。

〈別途かかる費用として〉

※初期加算（約32円／1日）

新規入所又は30日を超える入院をされたご利用者が退院し、再入所される場合に加算されます。

※安全対策体制加算（約21円／入所時に1回のみ）

事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、安全対策部門を設置し外部研修を受けた担当者を配置することで、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。

※療養食加算（約7円／1食）

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供了の場合に加算されます。

※経口移行加算（約30円／1日）

経管により食事をされている又は摂食・嚥下機能障害により誤嚥が認められるご利用者に医師の指示に基づき、管理栄養士又は栄養士が経口の食事摂取を進めるため、計画を作成し栄養管理を行った場合、原則180日を限度として加算されます。但し、療養食加算を行った場合、経口移行加算は行われません。

※若年性認知症入所者受入加算（約126円／日）

新規入所又は病院から退院してこられた低栄養リスクの高いご利用者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、定期的に食事の観察を行い、栄養状態や嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合に、最大6ヵ月を限度として加算されます。

※看取り介護加算（45日前～31日前 … 約76円／1日）

（30日～4日前 … 約151円／1日）

（前々日・前日 … 約711円／1日）

（死亡日 … 約1338円／1日）

看取り介護は医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に治療や最後の場所等についてご本人や家族の意思により当施設において看取り介護が行われた場合に、原則30日を限度にて段階的に加算されます。

※排せつ支援加算（Ⅱ）（約16円／月）

排せつに介護を要する入所者ごとに適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる場合に、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が見られないこと。もしくは、オムツの使用が必要な状態から、オムツの使用が必要ではない状態に改善している場合に、個別に加算が認められます。

※再入所時栄養連携加算（約209円／1回）

ご利用者が病院から退院する際に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設管理栄養士と病院管理栄養士が連携及び調整を行った場合に加算されます。

※褥瘡マネジメント加算（約3円／月）

褥瘡発生を予防するため定期的な評価を行い、その結果に基づき計画的に管理することで加算されます。

1日当り（月額31日の場合）の利用者自己負担額（2割負担の場合）

[処理の加減で若干の誤差があります]

要介護認定	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 多床室での利用料金	1847円 (57,257円)	2013円 (62,403円)	2187円 (67,797円)	2354円 (72,974円)	2518円 (78,058円)
2. 食費	1,445円 又は負担限度額公示上の額				
3. 居住費 多床室	915円 又は負担限度額公示上の額				

※上記の一覧は保険給付（施設介護サービス費）の利用者負担（2割）に「介護職員等処遇改善加算（I）」、「看護体制加算（I）」「夜勤職員配置加算（III）」「日常生活継続支援加算」「栄養マネジメント強化加算」「排せつ支援加算（I）」「科学的介護推進体制加算」「高齢者施設等感染対策向上加算（II）」「協力医療機関連携加算」を含んだ料金です。

〈別途かかる費用として〉

※初期加算（約63円／1日）

新規入所又は30日を超える入院をされたご利用者が退院し、再入所される場合に加算されます。

※安全対策体制加算（約42円／入所時に1回のみ）

事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、安全対策部門を設置し外部研修を受けた担当者を配置することで、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。

※療養食加算（約13円／1食）

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。

※経口移行加算（約59円／1日）

経管により食事をされている又は摂食・嚥下機能障害により誤嚥が認められるご利用者に医師の指示に基づき、管理栄養士又は栄養士が経口の食事摂取を進めるため、計画を作成し栄養管理を行った場合、原則180日を限度として加算されます。但し、療養食加算を行った場合、経口移行加算は行われません。

※看取り介護加算 (45日前～31日前 … 約151円／1日)

(30日～4日前 … 約301円／1日)

(前々日・前日 … 約1421円／1日)

(死亡日 … 約2675円／1日)

看取り介護は医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に治療や最後の場所等についてご本人や家族の意思により当施設において看取り介護が行われた場合に、原則30日を限度にて段階的に加算されます。

※排せつ支援加算 (II) (約47円／月)

排せつに介護を要する入所者ごとに適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる場合に、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が見られないこと。もしくは、オムツの使用が必要な状態から、オムツの使用が必要ではない状態に改善している場合に、個別に加算が認められます。

※再入所時栄養連携加算 (約418円／1回)

ご利用者が病院から退院する際に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設管理栄養士と病院管理栄養士が連携及び調整を行った場合に加算されます。

※褥瘡マネジメント加算 (約6円／月)

褥瘡発生を予防するため定期的な評価を行い、その結果に基づき計画的に管理することで加算されます。

1日当たり（月額31日の場合）の利用者自己負担額 （3割負担の場合）

[処理の加減で若干の誤差があります]

要介護認定	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 多床室での利用料金	2770円 (85,870円)	3020円 (93,620円)	3281円 (101,711円)	3531円 (109,461円)	3778円 (117,118円)
2. 食費	1,445円 又は負担限度額公示上の額				
3. 居住費 多床室	915円 又は負担限度額公示上の額				

※上記の一覧は保険給付（施設介護サービス費）の利用者負担（3割）に「介護職員等処遇改善加算（I）」「看護体制加算（I）」「夜勤職員配置加算（III）」「日常生活継続支援加算」「栄養マネジメント強化加算」「排せつ支援加算（I）」「科学的介護推進体制加算」「高齢者施設等感染対策向上加算（II）」「協力医療機関連携加算」を含んだ料金です。

〈別途かかる費用として〉

※初期加算（約94円／1日）

新規入所又は30日を超える入院をされたご利用者が退院し、再入所される場合に加算されます。

※安全対策体制加算（約63円／入所時に1回のみ）

事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、安全対策部門を設置し外部研修を受けた担当者を配置することで、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。

※療養食加算（約19円／1食）

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供了の場合に加算されます。

※経口移行加算（約88円／1日）

経管により食事をされている又は摂食・嚥下機能障害により誤嚥が認められるご利用者に医師の指示に基づき、管理栄養士又は栄養士が経口の食事摂取を進めるため、計画を作成し栄養管理を行った場合、原則180日を限度として加算されます。但し、療養食加算を行った場合、経口移行加算は行われません。

※看取り介護加算（45日前～31日前 … 約226円／1日）

（30日～4日前 … 約452円／1日）

（前々日・前日 … 約2132円／1日）

（死亡日 … 約4013円／1日）

看取り介護は医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に治療や最後の場所等についてご本人や家族の意思により当施設において看取り介護が行われた場合に、原則30日を限度にて段階的に加算されます。

※排せつ支援加算（Ⅱ）（約32円／月）

排せつに介護を要する入所者ごとに適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる場合に、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が見られないこと。もしくは、オムツの使用が必要な状態から、オムツの使用が必要ではない状態に改善している場合に、個別に加算が認められます。

※再入所時栄養連携加算（約627円／1回）

ご利用者が病院から退院する際に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設管理栄養士と病院管理栄養士が連携及び調整を行った場合に加算されます。

※褥瘡マネジメント加算（約9円／月）

褥瘡発生を予防するため定期的な評価を行い、その結果に基づき計画的に管理することで加算されます。

・減額について

①「介護保険負担限度額認定」

食費と居住費には段階によって補足給付(特定入所者介護サービス費)の対象となり負担限度額が以下のようになります。

利用者負担段階	居住費（1日）		食費
	多床室	従来型個室	
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	390円
第3段階 ①	430円	880円	650円
第3段階 ②	430円	880円	1,360円

②「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」

老齢福祉年金受給者や市民税が世帯非課税である方などで生計の困難な方が対象です。申請代行も当園でさせて頂くことができますのでご相談下さい。

③高額介護サービス費

同一世帯における利用料が、次の自己負担限度額(月額で食費・居住費などを除いたもの)を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。また、施設で代理請求する受領委任払いもご利用頂けます。

利用者負担限度額	自己負担限度額 (月額)
【第1段階】市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など	15,000円
【第2段階】市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	15,000円
【第3段階】市民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など	24,600円
【第4段階】世帯に市民税の課税者がおられ、課税所得が380万円未満の方	44,400円
【第5段階】世帯に課税所得380万円以上もしくは690万円以上の現役並み所得の方など	93,000円 140,100円

減額については、京都市介護認定給付事務センターへの申請手続きが必要となります。

※ 認定証等の減額対象であることの確認のできる書類は施設にご提示下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※入院外泊にともなう加算

病院または診療所へ入院する場合または居宅への外泊の場合は、月に6日を限度として1日につき257円（入院、外泊の初日と入院、外泊の最終日は含まれない）をお支払いいただきます。
(※2割負担・3割負担に合わせてのお支払いとなります。)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約者第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

食費→	1日	1,445円
居住費→	1日	915円（多床室）
	1日	1,231円（従来型個室）

※注 個室利用者については、経過措置として、次のア～ウのいずれかに該当する利用者については多床室と同額になります。

ア. 平成17年9月30日以前に入所された利用者

イ. 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室の必要な場合

ウ. 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがある、個室以外での対応が不可能である利用者

①食事の提供

ご利用者のご希望に基づいて食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪サービス

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（整髪、顔剃、パーマ等）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③金銭等の管理

ご契約者の希望により、金銭等管理サービスをご利用いただけます。詳細は、別に定める管理委任契約書により行うものとします。

○お預かりできるもの：預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書 現金等

○保管管理者：施設長

○利用料金：1日当たり 50円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（図工、習字、生け花、音楽・レクリエーション等予定）

○利用料金：材料代等の実費をいただきます。

〈例〉

（主なレクリエーション行事予定）

	行事とその内容	備考
4月	勧修寺桜見物、花見弁当、解説記念行事	
5月	しょうぶ湯（菖蒲を湯船に浮かべます）	
6月	勧修寺すいれん観賞	勧修寺入場料は実費分を頂き

	寺西幼稚園児友愛訪問	ます。
7月	七夕（七夕の笹飾りを皆さんと作ります）	
8月	合同慰靈祭	
9月	敬老祝賀会、ぶどう狩り（長楽園内に模擬棚を作り行います） 長楽園祭り	
10月	勧修寺御輿祭	
11月	紅葉ドライブ	入場料などは実費分を頂きます。
12月	クリスマス昼食会、ゆず湯（ゆずを湯船に浮かべます）	
1月	新年祝賀会（おせち料理をいただき新年をお祝いします）、新年会、おもちつき	
2月	節分（施設内で豆まきをします）、 醍醐保育園児友愛訪問、登りこども園児友愛訪問	
3月	ひな祭り	

毎月の行事（お誕生日会、面前料理他）

友愛訪問やボランティア（歌声サークル、らっく体操、ドッグセラピー他）

⑤行政手続きに係る費用（実費）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活に要する物でご契約者本人が主として使う日用品、衣類等の費用は実費（購入価格）をご負担いただきます。

⑦おやつ代

1日1回、介護保険給付の対象外サービスとしてのご利用者のご希望により提供します。

○利用料金：35円／日（日替りドリンク代）

※ 日替りドリンク以外に、季節のおやつやお誕生日会等、固形おやつ提供時には実費負担を頂く場合がございます

⑧契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの総日数に下記の費用を乗じたものとします。

（1日当たりの料金）

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
多床室利用での料金	9,645円	10,523円	11,432円	12,299円	13,156円

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用

日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア.窓口での現金支払
- イ.下記指定口座への振り込み
京都中央信用金庫 南山科支店 普通預金 0151635
社会福祉法人 励修福祉会 特別養護老人ホーム
長楽園 理事長 辻純宏
- ウ.金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、長楽園診療所の他に下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありませんが、それ以外の医療機関については通院の付き添い、入院に關係する諸手続き代行等の長楽園のサービスが提供できない場合があります)

◎協力医療機関

①医療機関の名称 洛和会音羽病院
所在地 京都市山科区音羽珍事町 2 番地
診療科 外科、内科、婦人科、耳鼻科、眼科、皮膚科、精神科、神経科等

②医療機関の名称 恵仁会なぎ辻病院
所在地 京都市山科区柳辻草海道町 36-67
診療科 内科、外科、整形外科、皮膚科等

③医療機関の名称 小川皮フ科医院
所在地 京都市山科区音羽乙出町 11-2

◎協力歯科医療機関

医療機関の名称 岩橋歯科人工歯根会
所在地 京都市山科区勧修寺風呂尻町 136

医療機関の名称 宮本歯科医院
所在地 京都市山科区勧修寺瀬戸河原町 11 番地ラッフルズビル

医療機関の名称 原山歯科医院
所在地 京都市左京区黒谷町 30-2

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第15条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ②事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ④ホームが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第16条、参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ご契約者が入院された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参考）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご契約者が連續して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人を求めることがあります。

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身又は、身元引受人が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 事故発生時の対応について（契約書第12条参照）

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとしています。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

9. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

社会福祉法第82条の規定により、当施設では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

当施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び福祉サービス第三者委員を次のように設置し、苦情解決に努めます。

○苦情解決責任者 西村 久史 施設長

○苦情受付担当者 小林 大介 生活相談員

○福祉サービス第三者委員 河合 悟 レーベン横大路 施設長

連絡先 TEL 622-8855

佐々木 登代 社会福祉法人評議員

連絡先 TEL 571-2220

○サービス提供責任者 小林 大介 生活相談員

○苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付ます。また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。なお、福祉サービス第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者と福祉サービス第三者委員(苦情申出人が福祉サービス第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。福祉サービス第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決を行うための手順

- ① 苦情受付担当者が苦情等記録票に記載
- ② 苦情受付担当者がサービス提供責任者とともに苦情について事実確認をおこなう
- ③ 苦情受付担当者が福祉サービス第三者委員に文書で報告する
- ④ 苦情受付担当者がサービス提供責任者とともに関係職員と協議する
- ⑤ 苦情受付担当者が苦情解決方法を記載し、苦情解決責任者に決済を受ける
- ⑥ 苦情受付担当者が利用者などと福祉サービス第三者委員に結果などを報告する
- ⑦ 苦情解決は早急に行われることとする
- ⑧ 苦情受付担当者が苦情解決についての成果等を記録票に記載する
- ⑨ 職員会議にて苦情対応を検証する
- ⑩ 苦情受付担当者が苦情申立人にその後の確認をおこなう
- ⑪ 苦情受付担当者が苦情解決結果の公表をおこなう

その際、苦情申出人は福祉サービス第三者委員の助言や立会いを求めるすることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 本事業者で解決できない苦情は、京都府社会福祉協議会・福祉サービス運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会、山科区役所保健福祉センターに申立てることができます。京都府社会福祉協議会・福祉サービス運営適正化委員会

連絡先 TEL 252-2152

京都府国民健康保険団体連合会

連絡先 TEL 354-9090

山科区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課

連絡先 TEL 592-3050

令和　年　月　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム 長楽園」

説明者　職名　　生活相談員
氏名　　小林 大介

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供内容及びサービス利用料について同意し、交付を受けました。

契約者　住所
氏名

署名代行者　住所
氏名

契約者との関係

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建、地下1階

(2) 施設規模 土地 2, 135.49 m²
建物 1, 692.19 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 京都府74100108号 定員4名

[長楽園診療所] 指定保険医療機関 4101315

(4) 施設の周辺環境

- ・地下鉄東西線 地下鉄小野駅下車徒歩5分
- ・勧修寺に隣接

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員 ・・・ ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員 ・・・ ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員 ・・・ 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護・介助等も行います。

介護支援専門員 ・・・ ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。

管理栄養士 ・・・ ご契約者に対して栄養管理及び療養上の指導を行います。

医 師 ・・・ ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

機能訓練指導員 ・・・ ご契約者の身体機能向上のための相談・助言・訓練等を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する。「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対して、サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも契約者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。

⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療期間等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

⑧当施設は、事業所の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上、改善を目的として第三者評価を受診し、公表しています。

評価機関名	一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
評価結果の開示状況	施設ホームページに掲載
前回の評価受診日	令和6年7月30日

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所に当たり、以下の物は原則として持ち込むことが出来ません。
危険物、ペット、冷蔵庫等

(2) 面会（※新型コロナウイルスの流行や社会情勢により一部変更となる場合があります）

面会時間 10：00～17：00（前もって連絡いただければ上記時間以外でも可能です）
※ 来訪者は、必ず面会記録簿にご記名下さい。

尚、来訪される場合、なま物の持ち込みはご遠慮下さい。利用者に食べ物を持参された場合は利用者の体調がすぐれない場合等がありますので提供される前に必ず職員に声を掛けて下さい。

(3) 外出、外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
但し、外泊については、概ね月1回1週間以内とさせていただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条、第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合は、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。